

第4章 計画の推進体制

第4章 推進体制

本計画を、市民と共有しながら、ともに取り組んでいくため、多様な主体との連携・協力と、目標の達成に向けた進行管理を行います。

I. 市民、事業所、関係機関等との連携・協働

ジェンダー平等社会の実現に向け、市民、事業所、様々な団体等と協働・連携し、推進します。

① 市民、事業所、関係機関等とのパートナーシップ

住民自治協議会やNPO、企業、学校など、男女共同参画に関わる多様な主体との課題の共有や対話を通じて、ジェンダー平等の実現に向けた施策を共に推進します。

② 男女共同参画センターの活用

男女共同参画センターを、男女共同参画に関する情報共有、学習、各種相談の拠点として活用します。

③ ジェンダー平等に関する相談への対応

市が行うジェンダー平等の推進に関する施策について、市民や事業者からの相談に適切に対応します。また、多様な相談に応えられる体制や機能を充実させます。

II. 目標達成に向けた進行管理と評価

本計画を効果的に推進するため、進行管理と評価を適切に行い、その結果を市民と共有すると共に、施策の改善に反映させます。

① 市民、事業所、関係機関等からのニーズの把握

意識調査やアンケート、また、多様な主体からの聞き取りを行い、その結果から本計画の効果的な推進に向けた事業の改善を行います。

② 伊賀市男女共同参画審議会による評価・公表

伊賀市男女共同参画条例に基づき、学識経験者、公募市民、関係団体・事業者の代表など、多様な主体による伊賀市男女共同参画審議会を開催します。この審議会で、市の施策の進捗状況に対して評価し、必要な施策について提言します。これらの評価結果と提言は公表し、市民と共有します。

III. 市役所内の推進体制の充実

計画を総合的かつ効果的に進めるため、全庁的な連携体制を整え、市職員がジェンダー平等の視点を持ち、その能力を発揮できるよう取り組みます。

① 伊賀市男女共同参画推進会議

男女共同参画担当部長を会長とし、市の各部署の委員からなる推進会議を開催します。この会議では、年次実施計画の検討を行うとともに、教育、福祉、労働など、市のあらゆる施策についてジェンダー平等の視点から見直しを行い、計画の推進を図ります。

② 職員の意識啓発と働きやすい環境づくり

職員一人ひとりがジェンダー平等の視点をもって施策を進められるよう、また、性別に関わらず能力を発揮できる職場環境を整備するため、継続的な研修を実施し、意識の向上に努めます。

誰もが自分らしく生きる ジェンダー平等 伊賀の未来へ

